

国内産農産物銘柄設定等に係る意見聴取の議事録

日時：令和5年12月25日（月）13：30～15：25

場所：東北農政局秋田県拠点5階大会議室

【出席者】

(学識経験者)	秋田県農業試験場作物部長	松本 眞一
	東北農業研究センター大仙研究拠点領域長補佐	太田 久稔
(県)	秋田県農林水産部水田総合利用課チームリーダー	松橋 文仁
	秋田県農林水産部水田総合利用課主幹	沼澤 和紀
(生産者団体)	全国農業協同組合連合会秋田県本部米穀部次長	中嶋 正成
	全国農業協同組合連合会秋田県本部米穀部米穀総合課長	佐藤 公樹
	秋田県主食集荷商業協同組合事業部事業課長	赤石 元紀
(実需者団体)	秋田県米穀小売商業組合事務局長	平澤 敦
	秋田食糧卸販売株式会社常務取締役	金 秀秋
(登録検査機関)	秋田県J A農産物検査協議会	松橋 一久
	一般財団法人日本穀物検定協会東北支部秋田出張所長	安田 司
	秋田ふるさと農業協同組合営農経済部次長兼米穀課長	高階 崇之
	株式会社三協運輸物流事業部倉庫課長	鈴木 幸太
	株式会社三協運輸物流事業部	亀谷 篤人
(申請者)	秋田県	
	(秋田県農林水産部水田総合利用課副主幹)	大張 智
	アキタブーパーソナルズ株式会社代表取締役	畠山 和夫
(申請補助者)	大館市産業部農政課農政係長	石川 久人
	株式会社ミツハシ精米事業本部精米営業部部長代理	坂田 理
	株式会社ミツハシ精米事業本部米穀部アグリ推進課長	小田 淳大
(東北農政局)	生産部生産振興課課長補佐	菊池 孝行
	生産部生産振興課検査技術指導官	佐藤 仁
	秋田県拠点地方参事官室総括農政業務管理官	吉方 孝樹
	秋田県拠点地方参事官室主任農政業務管理官	小原 泉
	秋田県拠点地方参事官室行政専門員	渡部 久一
	秋田県拠点地方参事官室行政専門員	村岡 成美

1 開 会

【秋田県拠点地方参事官室吉方総括農政業務管理官】（以下「司会者」という。）

只今から、「国内産農産物の銘柄設定に係る意見聴取会」を開催いたします。

なお、本日の議事の内容につきましては、国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル第3の2に基づき、議事録を東北農政局のホームページに公開させていただきますので、あらかじめご了承ください。

2 あいさつ

【東北農政局生産部生産振興課菊池課長補佐】（以下「菊池課長補佐」という。）

3 意見聴取

(1) 銘柄設定申請の概要及び申請状況について

【東北農政局生産部生産振興課佐藤検査技術指導官】（以下「佐藤指導官」という。）

資料No.1 「農産物検査に関する基本要領」抜粋により銘柄設定等の概要を説明。

資料No.2 「国内産農産物銘柄設定等に係る申請状況一覧」により申請状況を説明。

また、銘柄設定等申請のあった品種について、東北農政局ホームページ等で意見募集した結果を説明。

(2) 申請内容について

【秋田県農林水産部水田総合利用課 大張氏】（以下「県水田総合利用課 大張氏」という。）

【登録検査機関：秋田ふるさと農業協同組合 高階氏】

申請No.1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米「あきたこまち（あきたこまちR）」の品種群の設定等申請書等により説明。

【大館市産業部農政課 石川氏】

【登録検査機関 株式会社三協運輸 亀谷氏】（以下「三協運輸 亀谷氏」という。）

申請No.2 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米「ズッパーサン」の銘柄の設定等申請書等により説明。

【佐藤指導官】

申請No.3～申請No.5 普通大豆及び特定加工用大豆の「秋試緑1号」、「タチユタカ」、「コスズ」について、銘柄の廃止申請書により説明。

(3) 申請銘柄の確認について

【司会者】

設定申請されている銘柄の確認ということで、試料の確認をお願いいたします。

(4) 意見聴取について

【司会者】

試料についてご確認いただきましたでしょうか。

それでは、意見聴取に入りたいと思いますが、これからの進行は東北農政局の菊池課長補佐が行います。

【菊池課長補佐】

この意見聴取会を行うにあたって、国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアルによると「有識者等の同意により、申請者を意見聴取の場に同席させることができる。」となっておりますので、このまま申請者の方々に同席のまま、意見聴取を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（出席者からの異議はなし。）

【菊池課長補佐】

それでは、最初に「あきたこまち」・「あきたこまちR」の品種群設定の意見聴取に入らせていただきます。

ご意見・ご質問等はございませんか。

ご意見が出ないようですので、秋田県JA農産物検査協議会さん、銘柄の鑑定上いかがでしょうか。

【秋田県JA農産物検査協議会 松橋氏】

鑑定上は問題ないと思います。

【菊池課長補佐】

ありがとうございます。ほかにご意見等ございませんか。

【秋田県米穀小売商業組合 平澤氏】（以下「米穀小売商業組合 平澤氏」という。）

秋田県の方針として、令和7年から「あきたこまちR」へ切替え予定と報道されていますが、全面的なのか一部なのかは未定と聞いています。全て切替えるとすれば2年後の種子の供給はできるのでしょうか。

生産者の中には従来の「あきたこまち」を栽培したいとの要望もあるようです。秋田県から従来の「あきたこまち」の種子を供給してくれるのでしょうか。また、秋田県で供給しない場合、他県からの供給は可能なのでしょうか。

【県水田総合利用課 大張氏】

令和7年から秋田県の種場で生産される種子は、全面的に「あきたこまちR」に切り替わります。令和5年は原種生産、令和6年は一般採種圃場での生産となります。

種子が切り替わるだけで、従来の「あきたこまち」の作付けを禁止するものではなく、「あきたこまち」の種子は、自家採種及び他県からの購入も可能です。

【全国農業協同組合連合会秋田県本部米穀部 中嶋氏】

圃場で「あきたこまち」と「あきたこまちR」が混ざった場合、コンタミになるのですか。その場合、農産物検査で銘柄検査はできるのですか。

全農では、県の奨励品種で種子更新した米がJA米、それ以外が一般米と区分して集荷・販売しています。「あきたこまち」と「あきたこまちR」は区分して販売する方向ですが、秋田県では生産段階でのコンタミ防止対策を考えているのですか。

また、精米段階で「あきたこまち」と「あきたこまちR」が混ざった場合、「あきたこまち」で販売していいのですか。

【佐藤指導官】

基本、品種群が同じであっても、農産物検査を受ける際、包装に品種名を記載する必要があるため、「あきたこまち」と「あきたこまちR」は区分が必要です。

ただ、農産物検査では、品種群に設定されると産地品種銘柄は「秋田県産あきたこまち」で統一して名乗ることができることから、混ざっても同一銘柄なので問題はありません。

なお、生産者段階で混ざった場合、紙袋の検査請求者記載欄の品種名については、検討のため保留としますが、実際に農産物検査が行われる前までには明らかになると思います。

【県水田総合利用課 大張氏】

現在、生産者に対しては令和7年からの「あきたこまちR」全面切替しか周知していません。

今後の推進対策本部で、コンタミ対策含め販売戦略等の細部を検討していくことにし

ています。

【米穀小売商業組合 平澤氏】

「あきたこまちR」に切替われれば、検査証明の銘柄欄は「あきたこまちR」の記載になると聞いていますが、品種群設定になれば販売段階では「あきたこまち」で統一されると認識しています。

新潟の従来の「コシヒカリ」を仕入れた場合、紙袋の検査証明欄の銘柄は「コシヒカリBL」の「BL」部分が抹消された状態で入荷されています。従来の「あきたこまち」は、「コシヒカリ」同様に農産物検査後に「あきたこまちR」の「R」部分を抹消すればいいのですか。

また、検査結果報告の銘柄は「あきたこまち」・「あきたこまちR」のどちらになるのですか。

【佐藤指導官】

農産物検査は、あくまでも銘柄検査なので検査証明の銘柄欄は「秋田県産あきたこまち」に統一されます。

紙袋の検査請求者記載欄の品種名は「あきたこまち」・「あきたこまちR」のどちらかになります。

なお、検査結果報告の銘柄は「秋田県産あきたこまち」で統一して報告することになります。

【米穀小売商業組合 平澤氏】

紙袋の場合、令和7年産から検査請求者記載欄の品種名は「あきたこまちR」に統一されて印刷されますが、従来の「あきたこまち」が検査請求された場合は、印刷された「あきたこまちR」の「R」部分を抹消して使用しても良いということですか。

【佐藤指導官】

そのとおりです。

【秋田県主食集荷商業協同組合 赤石氏】

令和6年産で余った紙袋を7年産「あきたこまちR」で使用する場合、検査請求者記載欄の品種名は「R」を手書き又はゴム印で追記すれば使用可能ですか。

【佐藤指導官】

「R」の追記または、印字されている「あきたこまち」を二重線で抹消後に「あきたこまちR」のゴム印等で表示することも可能です。

【米穀小売商業組合 平澤氏】

新潟のコシヒカリBLはBL1号、2号・・・と色々ありますが、あきたこまちRも今後、コシヒカリBLと同じようになった場合、その都度、今回のような意見聴取会を開催するのですか。

【佐藤指導官】

意見聴取会を開催しない場合もあります。

【東北農業研究センター大仙研究拠点 太田氏】（以下、「農研センター 太田氏」という。）

品種群の申請では、今後も、いもち病に強い品種等の開発がされると考えますが、その場合でも意見聴取会を開催しないのですか。

【佐藤指導官】

品種群の追加のみの場合は、「農産物検査に関する基本要領」の「国内産農産物銘柄設定等申請手続きマニュアル」第3の1の（1）に基づき、意見聴取の代わりにインターネットの利用その他の適切な方法により意見の募集を行うことができるとなっていることから、実際の申請があった場合に開催するか検討します。

【菊池課長補佐】

ほかに意見等ございませんでしょうか。

ご意見が出尽くしたようですので、この意見聴取会として、「あきたこまち」・「あきたこまちR」の品種群設定について特段の異議はないということによろしいでしょうか。

（出席者からの異議はなし。）

【菊池課長補佐】

ありがとうございました。

次に「ズッパーサン」の意見聴取に入らせていただきます。

ご意見・ご質問等はございませんか。

【農研センター 太田氏】

突然変異ということで戻し交配は何回ぐらいやられたのでしょうか。先ほどの申請理由ではいろんな株が出てきた中からの突然変異との説明でしたがイメージできないのですが。

【アキタズッパーサンズ株式会社 畠山氏】（以下、「アキタズッパーサンズ（株）畠山氏」という。）

平成23年の8月10日頃、あきたこま치의圃場で1株だけ通常のあきたこまちよりも2日早く出穂・開花した背の高くて粒の大きい穂を選抜しました。

翌年に選抜して収穫した種子をあきたこまちより2日ほど遅く植えて、通常のあきたこまちと出穂・開花が同じになるようにして交配しました。

3年目に、前年に交配し収穫した種子を栽培したところ、さまざまな型の穂が出穂しました。その中から背の高くて粒の大きい穂を種もみとして、4代、5代と育種し遺伝子の固定化を図り、8代頃に「ズッパーサン」として固定化ができました。

【米穀小売商業組合 平澤氏】

小売商として、品質に興味があるので高温耐性はあるのでしょうか。また、精米時の白度や味覚はどうなのでしょう。

【アキタズッパーサンズ（株） 畠山氏】

高温の影響はありました。今年は大館市のほか、湯沢市、八郎潟町及び岩手県二戸市の知人にも栽培を依頼した結果、平均気温が低かった二戸市で収穫したものが白未熟粒

の混入もなく一番品質が良かったです。

【菊池課長補佐】

精米時の品質について、ミツハシ精米事業本部様からご説明願います。

【株式会社ミツハシ精米事業本部精米営業部 坂田氏】

【株式会社ミツハシ精米事業本部米穀部 小田氏】

炊き上げ時、粒が大きくつや感は良いです。

注意する点は粒形が細長いので精米時に圧力をかけすぎると割れやすいということです。

【菊池課長補佐】

登録検査機関の三協運輸様、玄米の品質状況をご説明願います。

【三協運輸 亀谷氏】

昨年は1等と2等の割合が半々で、5年産は高温の影響で全量2等でした。

【菊池課長補佐】

ほかにご意見等ございませんでしょうか。

ご意見が出尽くしたようですので、この意見聴取会として、「ズッパーサン」を産地品種銘柄に設定するというに特段の異議はないということによろしいでしょうか。

(出席者からの異議はなし。)

【菊池課長補佐】

ありがとうございました。

次に、廃止申請している大豆の「秋試緑1号」「タチユタカ」「コスズ」について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

最初に本日まで出席の東北農研機構様から、「タチユタカ」と同じ熟期の銘柄設定の予定はないでしょうか。理由として、銘柄が青大豆の「あきたみどり」と「すずさやか」と「リュウホウ」のみになり、「リュウホウ」と熟期が異なる銘柄が必要ではないかというご意見と、「コスズ」について納豆用の銘柄がなくなることから、小粒納豆用の銘柄が必要ではないかというご意見が出ています。補足等ありますか。

【農研センター 太田氏】

懸念を示したということです。大豆増産するという前提で考えると、残った銘柄だけでは厳しいのではないかという意見です。

【菊池課長補佐】

東北農研機構様のご意見について、秋田県にお答え願います。

【秋田県農林水産部水田総合利用課 松橋氏】

ご指摘あったとおり、県としても同じような考えを持っているところです。

ただ、県として新たな採用を見込んでいる品種が近々ではないというのが現状です。

そういった中で今現在、東北農研機構刈和野試験場さんからのご協力で次の品種の採用に向けて現地試験等行っている最中であり、「リュウホウ」一辺倒となっている

ところを、今後は少し別の品種と組み合わせができる生産体制にもって行くことができると考えておりますので、引き続きご協力をお願いします。

【菊池課長補佐】

ありがとうございました。

ほかにご意見等ございませんでしょうか。

ご意見が無いようですので、この意見聴取会として、「秋試緑1号」「タチユタカ」「コスズ」を産地品種銘柄から廃止するという事について特段の異議はないということでしょうか。

(出席者からの異議はなし。)

(5) まとめ

【菊池課長補佐】

それでは、本日皆様からご意見を頂戴しました秋田県における国内産農産物の銘柄設定等申請について取りまとめさせていただきます。

秋田県知事様から申請がありました「水稻うるちもみ・水稻うるち玄米」の「あきたこまち」・「あきたこまちR」の品種群設定につきましては、産地品種銘柄における品種群の設定要件をすべて満たしていること、また、品種間の品質の評価に差がなく取引上で同一銘柄とすることについて、取引関係者の合意が形成されており、品種群を設定することに特段の異議はないという本日の意見聴取会の結果を農林水産省農産局長へ報告いたします。

次に、アキタズーパーサンズ株式会社様から申請がありました「水稻うるちもみ・水稻うるち玄米」の「ズーパーサン」の産地品種銘柄設定につきましても、産地品種銘柄の設定要件をすべて満たしており、産地品種銘柄として設定することに特段の異議はないという意見聴取会の結果を農林水産省農産局長へ報告いたします。

また、東北農政局から申請した「普通大豆及び特定加工用大豆」の「秋試緑1号」「タチユタカ」「コスズ」についても廃止申請に異議がなかったことを農林水産省農産局長へ報告します。

本日ご出席いただきました皆様に、熱心にご議論いただきましたことに感謝申し上げ、まとめとさせていただきます。

以上